

令和 4 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 3月定例会の運営について ..... | 1   |
| 1. その他 .....          | 1 1 |

---

令和 5 年 2 月 1 5 日 (水曜日)

## 議会運営委員会会議録

令和5年2月15日 水曜日

午前10時00分開議

午前10時55分閉議（実時間45分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 3月定例会の運営について
1. その他

### ○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	増田一喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	田方芳信君
委員	谷川登君
委員	谷口徹君
委員	古嶋津義君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	稲本俊一君
財務部長	野々口正治君
議会事務局長	遠山光徳君
議会事務局次長	増田智郁君
議会事務局総務係長	森田亨君

### ○記録担当書記 森田 亨 君

（午前10時00分 開会）

### ○委員長（橋本幸一君） 改めまして、皆さん

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

### ◎3月定例会の運営について

○委員長（橋本幸一君） それでは、まず、1、3月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議議案のイ、市長提出案件41件について説明を求めます。

○総務企画部長（稲本俊一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の稲本でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

それではですね、タブレットの令和5年3月定例会提出予定議案を御覧ください。

今回の3月定例会の開会日に提出を予定しております議案は、予算議案が20件、事件議案が5件、条例議案が16件の合計41件でございます。

まず、予算議案20件につきましては、野々口財務部長から御説明をいたします。

○財務部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の野々口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回提案をいたします予算関係の議案20件につきまして説明をさせていただきます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部長（野々口正治君） 予算議案につきましては、議案第1号から第7号までの7件が令和4年度の補正予算、議案第8号から第20号までの13件が令和5年度の当初予算でございます。

まず、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号でございます。

補正予算の総額は19億5070万円で、その内訳は、国の重点交付金などを活用しました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援関連事業として1億2008万円、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として1億3197万円、八代市重点戦略の関連事業として3億242万円、その他、通常の補正対応分として13億9623万円でございます。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援関連事業1億2008万円につきましては、低所得の子育て世帯に対する熊本県及び八代市による支援のほか、宿泊、入浴施設等の事業者に対する物価高騰対策の支援などがございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業1億3197万円は、交通事業者に対する経営支援と地域活性化を図るため、タクシーチケット割引や高速バスの運賃割引を実施しますほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として行われました、営業時間短縮への協力に対する熊本県時短要請協力金の本市負担分でございます。

次に、八代市重点戦略の関連事業3億242万円は、地方バスの路線維持に係る補助や、国の2次補正に伴います、西方西宮線や南部幹線の前倒し整備に係る経費でございます。

そのほか、通常の補正対応分13億9623万円は、国の2次補正に伴う地籍調査事業や橋梁長寿命化修繕事業の前倒しに係る経費や、復興推進事業の宅地かさ上げに係る予算の組替え、八代市庁舎建設基金の廃止に伴います減債基金への積立てなどがございます。

また、復興推進事業など39の事業について、繰越明許費の補正を行っております。

議案第2号から第6号までは、国民健康保険、農業集落排水処理施設事業など、五つの特別会計の補正予算で、補正予算の総額は3億6235万4000円でございます。

その内容は、国民健康保険財政運営の健全性

を図るための財政調整基金への積立金をはじめ、事業費確定に伴います過年度の補助金などの国、県への返還金、借入利率が予定利率を上回ったことによる利子の不足分などがございます。

議案第7号の企業会計の補正予算は、補正予算の総額が8000万円で、下水道事業会計において、国の2次補正に伴い、令和5年度事業を一部前倒しして実施するものがございます。

続きまして、議案第8号から第20号までは、令和5年度の当初予算13件でございます。

まず、一般会計の総額は623億1960万円で、前年度と比較しますと9億7400万円、1.6%の増で、合併後、過去3番目の予算規模となっております。主な要因は、清掃センター解体に係る経費や、新開消防署建設に伴う広域行政事務組合負担金の増加などによるものがございます。

次に、国民健康保険や後期高齢者医療など、特別会計9事業の総額は341億3227万8000円で、前年度と比較しまして、6億1466万8000円、1.8%の減少となります。国民健康保険及び介護保険におきまして、保険給付費が減額となった影響によるものがございます。

最後に、水道事業など、企業会計3事業の総額は78億7928万6000円で、前年度比3億1521万4000円、4.2%の増加となります。下水道事業で、浄化槽汚泥処理施設を下水道事業に移管したことが主な要因でございます。

以上が3月定例会に提出予定の予算議案の内容でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

**○総務企画部長（稲本俊一君）** 続きまして、残りの事件議案5件と条例議案16件につきまして御説明をいたします。

議案第21号・財産の処分については、予定価格2000万円以上で、かつ面積が5000

平方メートル以上の土地を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。対象の物件は、八代市東陽町南762番3ほか13筆の土地でございます。

議案第22号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する住民の交通災害見舞金に関する事務に係る組合市町村の変更に伴い規約の一部変更を行うもので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号・市道路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、本町一丁目の市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号・市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、本町一丁目と鏡町の2本の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号・財産の無償譲渡については、財産の無償譲渡に係る契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。現在、八代市立河俣保育園として利用している建物を民間に移管するものでございます。

続きまして、条例議案16件について御説明いたします。

議案第26号・八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を受けて、本市職員のサービスの宣誓方法を見直すとともに、宣誓書への押印を廃止するものでございます。

議案第27号・八代市庁舎建設基金条例の廃止については、新庁舎建設に関する工事が今年度終了することから、市庁舎の建設に要する経費の財源に充てるために設置している基金を廃止するに当たり、当該基金条例を廃止するものでございます。

議案第28号・八代市公平委員会の委員の服

務の宣誓に関する条例の一部改正については、今回、議案第26号により職員のサービスの宣誓について見直しが行われることに伴い、地方公務員法の規定により職員に関する規定を準用するとされていることから、公平委員会の委員について同様の見直しを行うものでございます。

議案第29号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、老人等が単身で入居する場合の市営住宅の規格について、入居者が死亡した場合等における明渡しの請求について、市営住宅の駐車場の使用料等を定める別表に、坂本地区に新たに設置する災害公営住宅を追加するなど、3点について改正するものでございます。

議案第30号・八代市手数料条例の一部改正については、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、建築物の省エネ対策を強力に進めるため関係法令等が一部改正されたことに伴い、建築物の認定・許可に係る手数料について所要の改正を行うものでございます。

議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正については、泉地域福祉センターの居住部門事業において、使用料として定額で徴収している光熱水費について、受益者負担の観点から見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正については、本市の地域包括支援センターの人員配置について、各圏域の地域性を考慮した人員配置を可能にするため、国の高齢者人口に係る人員配置の基準以外の人員配置を定めるに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案第25号として提出しております八代市立河俣保育園の民間移管に伴い、保育園の名称及び位置

を定める別表から当該保育園を削除するものでございます。

議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正については、本市において保育料の無償化を実施するに当たり、保育に係る利用者負担額を定める条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、子ども・子育てに係る施設、事業の認可基準等において、国の基準の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第36号・八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法及び学校教育法が一部改正されたことにより引用条項を整理するものでございます。

議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金の額の改正を行うものでございます。

議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

議案第39号・八代市宮地東サテライトオフィス条例の制定については、旧宮地東小学校を改修し、リモートワーク及び情報通信技術を活用した各種イベントを行う場所として市民の利用に供する公の施設を設置するに当たり、その設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第40号・八代市体育施設条例の一部改

正については、体育施設のうち、八代市民プールの利用時間を変更するに当たり、利用時間を定める別表の改正を行うものでございます。

議案第41号・八代市農事研修センター条例の一部改正については、八代市農事研修センターが千丁支所1階に移転することに伴い、その位置に関する規定を改正するものでございます。

以上が3月定例会の開会日に提出を予定しております予算議案20件、事件議案5件、条例議案16件の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、次に、（ロ）先議案件はありませんか。

○総務企画部長（稲本俊一君） 今回はございません。

○委員長（橋本幸一君） それでは、次に、（ハ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、遠山でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、（ハ）請願・陳情について御説明申し上げます。タブレット端末を御覧ください。

現在までに受理いたしました請願・陳情はございません。

なお、委員会への参考送付分等といたしまして、協議事項レジュメに記載のとおり、一般社団法人熊本県法人会連合会会長、公益社団法人八代地方法人会会長から、令和5年度税制改正に関する提言について、公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）代表から、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書

及びコドソラ代表から、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情の3件を受理いたしましたので、タブレット端末で御確認ください。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） 説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、次に、（2）市長追加提出予定案件について説明を求めます。

○総務企画部長（稲本俊一君） 今回はございません。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） 次に、（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務企画部長（稲本俊一君） 招集日についてでございますが、2月27日月曜日午前10時からお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 次に、会期日程につきまして御協議いただきたいと思います。今般のコロナ禍の影響に伴う新型コロナウイルス感染症対策のため、2月13日に開催されました各派代表者会において、質疑・一般質問の取扱いについては通常どおりとするとの協議がなされております。

そこでまず、3月定例会における質疑・一般質問につきましては、通常どおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、この点も踏まえ、会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。（「委員長腹案をお示しく下さい」と呼ぶ者あり）

委員長腹案という声がございますが、それでは、委員長腹案をタブレット端末で御確認ください。

念のため、事務局より説明いたさせます。

○議会事務局総務係長（森田 亨君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務係の森田と申します。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局総務係長（森田 亨君） それでは、3月定例会の会期日程について、委員長腹案ということで御説明させていただきたいと思っております。

2月27日月曜日、招集日ということでお決めいただきましたので、10時から本会議開会となります。

翌28日火曜日、質疑・一般質問締切り、午前10時までとなっております。

3月7日から10日までが質疑・一般質問、10時からとなっております。

続きまして、委員会の日程になりますけれども、13日月曜日10時から、令和2年7月豪雨に関する特別委員会でございます。

14日火曜日10時から、1日2委員会同時開催でございまして、第1委員会室にて文教福祉委員会、第2委員会室にて建設環境委員会でございます。

15日水曜日10時から、同じく1日2委員会同時開催でございまして、第1委員会室にて経済企業委員会、第2委員会室にて総務委員会でございます。

20日、閉会日でございますけれども、月曜日10時から本会議閉会となっております。会期は22日間となっております。

続きまして、議会運営委員会、全員協議会、各派代表者会の予定でございます。

2月27日月曜日、開会日でございますけれども、9時より議会運営委員会、9時30分よ

り全員協議会でございます。

3月9日木曜日、本会議終了後、議会運営委員会でございます。

20日曜日、閉会日でございますけれども、9時より議会運営委員会、9時30分より全員協議会でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいまの説明に、何か御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、会期についてお諮りいたします。

3月定例会の会期は、2月27日から3月20日までの22日間、質疑・一般質問については、3月7日から3月10日の4日間、委員会については、3月13日から3月15日までの3日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）マスクの着用についてでございますが、本件については、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、12月定例会は会議中、議員及び執行部が発言時も含め常時フェースシールドを着用することとし、長時間にわたり体調不良となる場合はマスクの着用も認めると決定されておりました。

そこで、本件につきましても、2月13日に開催されました各派代表者会において、マスクの着用については前回同様とするという協議がなされております。

このようなことから、今回の3月定例会におきましても同様の取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（5）傍聴者の取扱いについてでございますが、本件につきましても、12月定例会

における一般傍聴者及び報道関係者の傍聴については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、一般傍聴者につきましては席を2つ空けるなど、一部制限しつつ実施すること、また、報道関係者の傍聴につきましては制限せず実施するとされておりました。

また、傍聴する際の前提といたしまして、さきの定例会で御協議いただきましたとおり、傍聴者のマスク着用は必須とし、着用しない者は退場いただく場合がある旨、決定もなされております。

そこで、今回の3月定例会においてはいかがでしょうか。

小会いたします。

（午前10時25分 小会）

（午前10時25分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

まず、一般傍聴者についてはいかがでしょうか。

○委員（古嶋津義君） 12月定例会は2つ空けてということでありましたが、少し、感染者数も若干落ちていますので、1個空けてということでもいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、一般傍聴者については、席を1つ空けるなど、一部制限しつつ実施するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それから、報道関係者についてはいかがでしょうか。

さきの代表者会の中で、一般傍聴者と同じ取扱いとするということで代表者会ではなされておりますが。（「はい、それで異議なしです」

と呼ぶ者あり) そのような方向で進めて(「はい、それでいいと思います」と呼ぶ者あり) はい。

それでは、報道関係者についても一般傍聴者と同じ取扱いとするということで異議がなければ異議なしと認め、そのように決するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(橋本幸一君)** それでは、異議なしと認め、そのように決しました。

また、先ほど申しあげましたマスク着用につきましては、既に市議会ホームページに掲載し、議場内にもポスターを掲示しておりますので、御承知おきください。

次に、(6) その他の質疑・一般質問における資料等使用について、事務局より説明を求めます。

**○議会事務局長(遠山光徳君)** それでは、(6) その他(イ) 質疑・一般質問における資料等使用につきまして、御説明をさせていただきます。

タブレット端末の質疑・一般質問における資料等使用についてを御覧ください。

まず、1、経緯といたしまして、市議会質疑・一般質問における資料配付につきましては、旧庁舎及び鏡支所の議場では、当該議員が紙資料を用意し、使用日前日までに議長の許可を得た上、事務局に提出し、議場において配付するとされておりました。

そのような中、新庁舎の議場においては、議会ICT化の一環として、インターネット中継画面の表示及び資料表示等のため、大型モニターを設置しております。あわせて、昨年度からは、タブレット端末による議事運営を行っております。このようなことから、現在、質疑・一般質問において当該議員が配付を希望する資料については、大型モニターやタブレット端末に表示をしているところでございます。

しかしながら、現在、大型モニター等への資料表示の申出に関する取決めがないことから、今回、資料等使用に関する運用方法についての共通ルールを明文化する必要が生じたため、本議会運営委員会において協議をお願いするものでございます。

次に、2、資料表示の根拠規定でございますが、八代市議会会議規則第157条、資料等印刷物の配布許可については、議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならないと定められております。

次に、3、資料表示のための本会議場設備等についてでございますが、繰り返しになりますが、本会議場では、議長席側2台、傍聴席側1台、計3台の80型液晶モニターが設置されております。あわせて、議員の方々にはタブレット端末が配付されておりますので、その中のアプリ、サイドボックスにおいて資料の表示が可能となっております。

次に、4、対象者ごとの表示方法について御説明させていただきます。

まず、傍聴者につきましては、議長席側2台の液晶モニターにて資料を御確認いただくこととなります。

次に、議員さんにおかれましては、議長席側2台の液晶モニター及びタブレット端末並びに紙資料のいずれかで資料を御確認いただくこととなります。

次に、執行部では、タブレットPCもしくは紙資料にて資料を確認することとなります。

最後に、本会議はインターネット中継をユーチューブにて配信しておりますので、そちらにも資料が表示されてますので、視聴者の方にも資料を御確認いただける環境が整備されております。

次に、5、資料使用における課題についてでございますが、2点ございます。

1点目、使用資料の発行元への許認可等の確認が不明確であり、コンプライアンス違反の懸念があるということ。2点目に、資料の提出期限が具体的に定められておらず、議長の確認及び資料表示事務の時間確保が困難であるということが課題となっております。

そこで、6、申出方法についてでございますが、確認漏れ、そごを防ぐため、今回、質疑・一般質問における資料等使用（表示）申出書を提出していただきたいと考えております。申出書の内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、7、申出の際の確認事項についてでございますが、2点ございます。

まず1点目、資料に書籍等からの引用がある場合、引用元からの許可を得ており、引用元の指定する必要事項が記載されているか。次に2点目に、質疑・一般質問に関する資料表示内容及び表示資料を執行部に情報共有されているか。以上、2点について確認いただくこととなります。

次に、8、提出期限につきましては、当該議員の質疑・一般質問日の2日前の17時までに議会事務局に資料及びデータを提出いただくこととしております。

それでは、具体的な申出書でございますが、タブレット端末の質疑・一般質問における資料等使用（表示）申出書を御覧ください。

ただいま御説明いたしました内容に基づき、申出書案を作成しているところでございます。資料使用を希望される議員さんにおかれましては、本申出書に御記入いただき、確認欄を御確認の上、提出期限までに事務局に御提出をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明がございましたが、質問等ございませんか。

○委員（谷口 徹君） 質疑・一般質問におけ

る資料等の使用についてという資料の4の対象者ごとの表示方法ですよね。4つ目のインターネット中継の場合は議場に置いた表示画面をユーチューブにて放映と書いてありますけれども、ちょっとイメージがつかみにくいので、もう少し詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

ただいま谷口委員さんから御質問がございました対象者ごとの表示方法について、御回答のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、こちらにつきましては、議場内に配付された資料がどういった形で表示がされるかといいますと、傍聴者の方、議員さん方、執行部側、それとインターネット中継にどのような形で表示されるかというのをお示しをさせていただいております。

傍聴される方、議場内にいらっしゃる傍聴される方に対しては、議長席に両サイドモニターがございますので、そちらで見ていただくという内容でございます。

議員さん方につきましても、議場内の液晶モニター、先ほど局長が説明いたしました、議長側の2台、もしくはタブレット端末の中にも実際表示をポップアップさせていただいておりますので、そちらで表示をさせていただくということでございます。

それと、議場内に出席しております執行部側につきましては、執行部側の端末のほうに表示をするということでございます。

それと同時に、インターネット中継をさせていただいておりますので、表示された内容についてはユーチューブを介して、議場外にいらっしゃるユーチューブを見ていただいている傍聴の方にも表示をして見ていただけるということの内容を記載をさせていただいているところで

ございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） インターネット中継の場合の資料の表示の方法は、私たちが一般質問しているときの全体的な画面で、議場の液晶モニターに映っているのを表示するだけなのか、それとも、そこを拡大したところでユーチューブで載せるのか、そういった具体的なところを教えてください。

○議会事務局次長（増田智郁君） すみません。説明のほうは抜けておりました。

表示したのをカメラで写して映すのではなく、直接、背景はなしで表示だけをユーチューブで流れるというようなことでございますので、表示されているのをカメラで写して、それを流すのではなく、直接、画面自体がそのままユーチューブに全て流れるということで、もうちょっと簡単に言えば、音声だけがバックで聞こえているというようなことでございます。

すみません、回答がちょっと漏れておりました。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい、ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（古嶋津義君） 確認なんですけど、実は12月定例会のとき、私もJAの資料を使ってということでありましたが、確認を取ってないからということを取り下げさせていただきましたが、確認の、どこまで確認するのか。例えば、担当課長ぐらいでいいのか、JAなら組合長までお願いせんばんとかと、その辺のところの確認のところを少し詳しく。

○議会事務局次長（増田智郁君） 失礼します。

ただいま古嶋委員さんからのお尋ねの確認事項のところでございますが、まず、引用元からの許可を得ておりというようなことでござい

まして、御承知のとおり、いろんな書物、資料に関しては発行元が必ず、法人さんが出されている書物または国が出している書物というのがいろいろあるかと思えます。よく本の後ろに、複写禁止ですとか、いろんな注意事項が書いてあります。これは著作権の関係があるかと思えますので、そういった資料、インターネット上で流れている資料を、何といたしましうか、その引用をするに当たって、そういった確認が取れているのかどうかというようなところで表示をさせているところでございます。

○委員長（橋本幸一君） ちょっと小会とります。

（午前10時37分 小会）

（午前10時45分 本会）

○委員長（橋本幸一君） じゃあ、本会に戻します。

○委員（大倉裕一君） 提出期限というところですね、今、小会の中でも出ったんですけど、いろんなところを参考にされたと思うんですけども、逆にですよ、許可をいつまでに議員の各自のほうに、申請をした議員に対して出されるのかというのが、この中では分からないんですよ。出せばもうそこでオーケーという判断ではないですよ、この申請書というのは。そのところを、もう一つ何か書き加えておくべきではないかなというふうな思いを持ってちょっと見ておったんですけど、その辺りはどんな感じなんですか。

○議会事務局次長（遠山光徳君） 今、大倉委員の御質問でございますが、一応、2日前までということ御提出をいただければですね、その件につきまして、議長に御覧いただきまして、御確認させていただきまして許可をということになります。そちらについて、ちょっといつまでに返事というのは、今のところちょっと、事務局といたしましては、案は持ち合わせてい

ないところでございます。

といいますのが、一般質問内容等につきましてはですね、その後も執行部との打合せ等で資料の内容も変わる可能性もございますので、一応、前日までには御回答を必ず差し上げたいというふうに考えてはいるところでございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 前日までにというところは受け止めたいと思うんですけど、質問する側も、やはり原稿を作ったりとかですね、準備物の関係というのがありますので、できるだけ早めに連絡というか、回答を出していただければというふうには思います。

○委員長（橋本幸一君） 上村委員はよろしいですか。

○委員（上村哲三君） 今、大倉委員からもちょっと関連した質問だったと思うんですが、申請日というのは、できれば通告をしてなるべく早い時間帯でやってもらってですね、それで、事務局からのアドバイスももらいながらということやってということになってくればですね、今、大倉委員の意見も含めてですね、うまく。

やっぱ、ここにもやっぱ、日にちの設定ぐらいは設けてもよかかなというふうな思いがします。それで、最低1日前までは事務局のほうもね、本人さんに答えを出したいということであれば、やはりもう1日でも繰り上げてですね、余裕を持つとって、さしおり今定例会からやってみて、また必要があれば、また議運で諮って日程のね、申請書を出す期限とか、それから資料の提出とかいうのは日にちを決めていけばどうかなと思う。まあ、入り口だから。今回が初めてですね、そういう形で、今回はという限りでもよかけんで、次回のまた定例会の前の議運で確認すればよかことだからということで、今回はということで限って、それで試行してみればいいかなというふうに思います。

○委員長（橋本幸一君） 今の状態で。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（橋本幸一君） 分かりました。

○委員（古嶋津義君） 確認ですばってん、受け取り方は、自分の質問日の2日前という受け取り方でよかったですか。

○議会事務局長（遠山光徳君） 今、古嶋委員がおっしゃったとおり、御自分の質問日の2日前ということですので、初日ではございません。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（金子昌平君） 今、2日前までに提出していろいろ調整をする期間を設けるということなんですけど、これ、変更はもうできませんよというタイミングというか、前日とかに、やっぱり資料を変えたいんですけどというようなケースもちょっと出てくっのかなと思うんですけど、それを確定させるタイミングとかっていうのは考えはありますか。

○議会事務局長（遠山光徳君） 今、金子委員の御質問でございますが、一応、2日前までという設定につきましてはですね、完成形を御提出いただきたいということで考えておりますので、当然、確認をさせていただいた中で、何か不備がございましたら、その後、修正は考えられると思いますが、議員さん御提出の段階ではですね、議員さんそれぞれとしては、もう完成形をお出しいただきたいというふうに考えております。まあ、申請の提出後にですね、また修正をとということであれば、先ほど上村委員から御提案ございましたように、もっと早めに出していただくということになるかと思いますが、今回は完成形をお出しいただくことで、前提で考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございません

か。

○委員（大倉裕一君） 内容の枠の中なんですけど、資料配付方法というところの内容の中で、\*紙資料の場合は60部を議会事務局に提出して、これ、提出しなさいということに受け止めていいんでしょうか。ここの部分、もし60部を議員側でとなると、大変なことになるのかなとちょっと思ったものですから、もしそういうふうな思いであられるのであれば、事務局側で準備ができないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） 小会いたします。

（午前10時51分 小会）

（午前10時53分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○議会事務局長（遠山光徳君） ただいまの大倉委員の御質問でございますが、以前からですね、議員さんのほうで紙資料を提出される場合については、議員さんのほうで用意をされていますというふうなことでございますので、今後につきましても、そのようにお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、質疑・一般質問における資料等使用については、ただいまの説明のとおり、3月定例会より資料表示等を希望される議員におかれましては、質疑・一般質問における資料等使用（表示）ですね、の申出書を提出していただく運用とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、執行部は御退席願います。

（執行部 退席）

◎その他

○委員長（橋本幸一君） 次に、2、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時55分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年2月15日

議会運営委員会

委員長